

広島県告示第五百二十三号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつた。

平成二十一年五月二十一日

広島県知事 藤田雄山

一 作業種類
基本測量（基盤地図情報（標高・オルソ）作成作業）

二 作業期間

平成二十一年五月一日から平成二十二年三月三十日まで

三 作業地域

広島市東区、広島市南区、広島市安佐南区、広島市安佐北区、広島市安芸区、呉市、竹原市、東広島市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、北広島町